

各 位

中津市プレミアム商品券発行事業受託者
中津商工会議所
(公印省略)

令和4年度 第5弾 中津市プレミアム商品券・食事券発行に伴う 取扱店登録について（ご案内）

謹啓 時下、ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

さて、中津商工会議所では、令和4年12月から令和4年度 第5弾「中津市プレミアム商品券・食事券」事業（使用期間：商品券R4.1.1～R5.4.30、食事券R4.12.16～R5.4.30）を実施することとなりました。

貴事業所におかれましては、現在、中津市プレミアム商品券の取扱店にご登録いただいておりますが、引き続き取扱店になっていただきますよう、ご案内申し上げます。

謹白

記

◆引き続き、取扱店を希望する場合は、登録手続きは不要です。

そのまま取扱店として継続させていただきます。

12月上旬に登録証、換金用紙、商品券見本等を郵送で送らせて頂きます。

破損等で「のぼり」と「取扱店ステッカー」が必要な方は、中津商工会議所商品券事務局までご連絡下さい。

◆登録内容に変更がある場合

中津商工会議所まで「令和4年度 第5弾 中津市プレミアム商品券・食事券 取扱店 変更申込書」(★注1)に必要事項を記載して、ご提出ください。令和4年11月25日(金)までにご連絡がない場合は、取扱店リストには現行の内容で掲載いたします。

◆取扱店を希望しない場合

取扱店を希望されない場合は、令和4年11月25日(金)までに、中津商工会議所に取扱店辞退届出書(★注1)をご提出いただきますようお願い申し上げます。期限までにご提出がない場合は、前回同様、取扱店リスト(冊子)に掲載されますので、ご注意ください。

◆新たに取扱店の登録を希望する場合（中津市内で営業している事業所）

新たに令和4年度 第5弾 「中津市プレミアム商品券・食事券」の取扱店の登録を希望される場合は、「令和4年度 第5弾 中津市プレミアム商品券・食事券 取扱店 登録申込書」(★注1)の必要事項にご記入いただき、令和4年11月25日(金)までにFAXで送信していただくか、もしくは中津商工会議所までご持参ください。

また、期日以降も登録はできますが、取扱店リスト(冊子)には掲載されません。別紙及びホームページ掲載での対応となります。

※「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るものについては取扱店舗の登録が出来ませんので予めご了承ください。

★注1 登録申込書・変更申込書・辞退届出書は、中津商工会議所窓口で入手するか、もしくは中津商工会議所ホームページからダウンロードできます。

※問い合わせ先：中津商工会議所 商品券事務局 TEL22-2250 FAX22-1750

令和4年度 第5弾 中津市プレミアム商品券・食事券 取扱店注意事項（制約）

1. プレミアム商品券・食事券取扱店として、取扱店ステッカーを店頭に掲示してください。
2. 商品券・食事券の金額と同額の商品、サービスを提供してください。ただし、商品券・食事券表示金額以下の場合、つり銭は出しません。現金との引き換えは禁止します。
3. 不正防止の観点から、商品券・食事券には通し番号を附しております。
4. 登録店自らが商品券・食事券を購入し、その商品券・食事券を換金することは固く禁止されております。万一、不正に換金又は不正の疑いがある場合、詐欺罪等の容疑で関係機関に通知するとともに、厳正な措置をとらせて頂きます。
5. 消費者使用の商品券・食事券の取扱登録店間の使い回しは禁止します。
6. 取扱店が商品券・食事券を金券ショップに持ち込む、又は、他の金券（ビール券・印紙切手等）を購入し、金券ショップに持ち込むことは禁止します。
7. 取扱店にて発生した事故（盗難・紛失・著しい劣化）は、その取扱登録店の責とします。また、商品券・食事券の状態によっては換金できない場合もあります。
8. 中津市内に本店（本社）がない取扱店店舗は、使えない商品券（中小店専用券）がありますので注意して下さい。
9. 換金申請締切は**令和5年5月15日（月）**です。それ以後の換金申請はいかなる場合も受付できませんので注意して下さい。
10. お客様の使用期間は、
商品券：令和5年1月1日（日）～令和5年4月30日（日）
食事券：令和4年12月16日（金）～令和5年4月30日（日）までです。
11. 商品券の種類は下記の2種類です。※中小店とは中津市内に本店（本社）を置く事業所です。
①全店共通券（1冊あたり6,500円分）＋②中小店専用券（1冊あたり6,500円分）
食事券は1種類で、飲食店全店で使用できます。
12. 公共料金の支払いなど、使用できない商品等については各店舗にて表示してください。

商品券・食事券の換金について

換金申請書に登録証と使用済商品券・食事券を添えて商工会議所又は商工会本所・支所へご持参下さい。**持参の際、商品券・食事券は必ず切り離してください。**

換金受付期間 令和5年1月4日（水）～令和5年5月15日（月）（土・日・祝日を除く）
午前10時～正午、午後1時～午後4時 ※正午～午後1時は受け付けしていません。

換金方法 登録の金融機関の口座に下記指定日に振込いたします。

（15日締⇒25日支払 月末締⇒翌月10日支払・休日の場合は翌営業日）

換金手数料 無料

- 取扱店の変更等がございましたら、商工会議所・商工会までご連絡をお願いします。
- 商品券を受け取る際は、見本を参照し間違いがないか確認してください。
- 上記の制約に違反すると認められた場合、登録を解除する場合があります。

《令和4年度 第5弾 「中津市プレミアム商品券・食事券」》

- ① 販売価格 【商品券】
1セット10,000円（13,000円分の商品券 30%のプレミアム）
※対象 象：中津市民
※購入限度額：1人3万円
※500円券×26枚（おつりはできません）
（中小店専用券6,500円＋全店共通券6,500円
中小店(★注1)では、全ての券が使用できます。）
【食事券】
1セット10,000円（13,000円分の商品券 30%のプレミアム）
※対象 象：中津市民
※購入限度額：1人2万円
※500円券×26枚（おつりはできません）
※飲食店全店で使用できます。
- ② 発行総額 7億8千万円（販売総額6億円）
- ③ 販売方法 電子または往復はがきによる事前申込による。
申込多数の場合は抽選。
※購入申込書については、中津市・中津商工会議所のHPからもダウンロードできます。
- ④ 販売日 令和4年12月16日（金）～令和4年12月22日（木）
- ⑤ 販売場所 中津商工会議所、中津市しもげ商工会（本所・支所）
- ⑥ 使用期間 商品券：令和5年1月1日（日）～令和5年4月30日（日）
食事券：令和4年12月16日（金）～令和5年4月30日（日）
- ⑦ 換金期間 令和5年1月4日（水）～令和5年5月15日（月）
※午前10時～正午、午後1時～午後4時
（正午～午後1時は受け付けしておりません）
※土・日・祝日を除きます
- ⑧ 換金方法 登録の金融機関の口座に下記指定日に振込いたします。
※15日締⇒25日支払 月末締⇒翌月10日支払
（休日の場合は翌営業日）
- ⑨ 換金手数料 無 料

★注1 中小店とは、中津市内に本店（本社）を置く事業所です。

※ 登録のない店舗については換金の対応ができません。

問い合わせ先 中津商工会議所 商品券事務局

TEL22-2250 FAX22-1750

令和4年度 第5弾 中津市プレミアム食事券 取扱店登録について

◆中津市プレミアム食事券が使える「飲食・料飲店」は、下記のとおりです。

- 保健所の営業許可証の「営業の種類」が飲食店営業であれば食事券の取扱店登録が可能です。

但し、飲食店営業の営業許可証があっても、主たる業とは異なる場合は、登録できません。

◆令和3年度プレミアム食事券発行の際、食事券取扱店として登録されていない事業所で、新たに食事券取扱店として登録を希望される場合は、この用紙の下記の日付、事業所名、代表者名、電話番号欄に記入・押印のうえ、令和4年11月25日（金）までに中津商工会議所にFAXしていただくか、ご持参ください。（FAX番号：22-1750）

※令和4年度 第5弾 中津市プレミアム食事券の取扱店の登録を希望します。

令和 年 月 日

事業所名： _____

代表者名： _____ 印

電話番号： _____

※令和3年度プレミアム食事券発行時、取扱店となっている事業所は届出不要です。

※現在「一般飲食店」として登録されている事業所も、届出不要です。